

## 令和7年度 第2回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和7年12月19日（金） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

(出席者) 小寺会長・中江委員・橋垣委員・小林委員・板谷委員・田中委員  
岡本委員・金子委員・上田委員(神本委員の代理出席) (順不同)

(欠席者) 中村副会長・嘉藤委員・宇都宮委員

### 1. 開会

事務局：会議公開の確認、会議成立の報告、資料の確認

### 2. 議事

#### 案件1. 「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」

小寺会長： 案件1、令和6年度市内小中学校におけるいじめ問題の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 教育支援センターの古谷です。よろしくお願いします。  
(教育支援センター) 私からは令和6年度のデータをもとに、市内のいじめ問題の現状や課題についてお話させていただきます。  
7月の協議会でもご説明させていただきましたが、左上のグラフになりますが、令和6年度四條畷市内の小中学校におけるいじめ認知件数の千人率については大阪府と比較すると高い推移となっています。  
小学校、中学校ともに積極的認知に努めていまして、グラフには記載していませんが、大阪府平均よりも2倍以上の数値となっております。  
続いて右上のグラフになりますが、解消率の推移になります。小学校において、年度内でのいじめ解消率が低下しています。この低下の傾向については府や国の推移も同様に低下傾向となっております。中学校においても、府や国の推移は低下傾向となっておりますが、本市では昨年度上昇しています。  
いじめの解消とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態というのが相当の期間、3ヶ月程度、継続しているということと、いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められることとなっております。3学期に認知したいじめについては、年度内での解消には至らない。こういったことや実際にいじめ自体の深刻化や困難化も解消率の低下の要因として考えられています。  
続いて左下、昨年度の月別いじめ認知件数になります。見ていただいて感じられるように、小中学校において7月の認知件数がかなり多くなっています。また、11月、12月も比較的高い傾向となっております。  
いじめ発見のきっかけのグラフ、右下を見ていただきたいのですが、見にくいかもしれませんが、中央のグレーの部分が一番小学校でも中学校でも多い割合となっております。このグレーの部分はアンケートによる発見や認知となっております。  
小学校においては、なかなか発達段階のことも踏まえて自分の思いを伝

えていくことは難しいこともあって、アンケートからしっかり見取っていくことは重要だというふうに考えられます。ただ一方で、アンケート中心の発見では、やはり認知の遅れから事態が深刻化する可能性もあったり、そういう場合もありますので、子どもたちの援助希求力であったり、教職員のアンテナの感度を高めていく必要があると考えています。これらの情報や課題については、校長会や市の生活指導研究協議会等で共有して学校の方でも認識させてもらっているところです。

ひとまずここまでは事務局からの説明になります。

小寺会長： ただ今、「市内小中学校におけるいじめ問題の状況や課題について」ご説明をいただきましたが、委員の皆さん何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

岡本委員： 小中学校において7月の認知件数が多いということなのですが、この7月というのは、何か理由がありますでしょうか。

事務局：  
(教育支援センター) 自分が説明しながら、そこに触れていなかったというのは感じておりました。このアンケートの話在先ほどさせていただいたのですが、実際に学期に一度、いじめアンケートを各校で実施しています。その実施時期が1学期であれば6月後半あたりということで、その集約が入ってくるのが7月。同様に2学期も11月末頃ということで、11月や12月に集計が入ってくる。3月にも行っていることもあって、このようなタイミングでデコボコとしたような推移になっているところがございます。

岡本委員： 児童、生徒たちの援助希求力や教職員のアンテナの感度を高めていく必要がありますということでしたが、何かこういうことをさらにやっていきたいということはあるのでしょうか。

事務局：  
(教育支援センター) 援助希求力という点で、スクールカウンセラーと連携して各校で職員向けであったりとか、子どもたち向けの授業の方を企画していただくということで、連絡会等で一緒にデータとか授業案とかを共有したりしながら、それぞれの学校で実践を進めています。あと、先日も行ったところですが、いろんな業種の方に集まっただいて、学校にはスクールカウンセラーさん以外にも、スクールソーシャルワーカーの方であったり、校内教育支援員の方であったり、いろんな職種の方が子どもたちを見守っていただいていますので、その人たちも含めて一緒にどうやったら子どもたちの話をしっかりと受けとめていくことができるのかなというような形で、グループワークとか行いながら、少しでもその力を高めていけるように、取り組んでいるところです。

橋垣委員： スクールソーシャルワーカーさんは、だいたい四條畷市では一人だと思っておりますが、大東市では結構、人数が多いように聞いたのですが、今後に関して増える可能性はありますか。

事務局： 次年度に向けて、今年度よりも多くの人員が確保できるように、現在取

(教育支援センター) り組んでいるところです。また決まり次第、報告させていただきます。

金子委員： 教育支援センターの金子です。いつもお世話になっております。  
先ほど橋垣委員からご質問があったことで、スクールソーシャルワーカーですね、大東市さん本当にたくさんいらっしゃる中で、本市においても、現在、複数のスクールソーシャルワーカーを配置させていただいて、少しずつでも拡充しているところです。先ほど古谷が申したとおり、より人数も内容も含めて拡充していくことがいじめ防止に繋がるものと認識しております。

小寺会長： 他、ございませんでしょうか。  
私の方から、学校の方も様々な職種の方が入ってきておられますよね。教育関係の方以外に、特に福祉関係とか医療関係の方が入ってきている。福祉関係ではコミュニティーソーシャルワーカーがおられるのですが、医療的ケアの問題がでてきて、学校の中でケアしていこうかという話があって、その時には看護師さんも学校に入り込むというような医療も学校現場に入っていくという、そういう事例はあるのでしょうか。

金子委員： 医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、実際必要なお子様がいらっしゃる学校に対して、看護師の派遣を行っているところです。

小寺会長： 件数としては、どのぐらいありますか。

金子委員： 今年度実績では1名の方に対して1名看護師を派遣しているところです。

小寺会長： その看護師さんは学校の中では、どういう動きをしているのですか。

金子委員： 教職員が行うことができない医療行為を実施していただいているところです。

小寺会長： ということは、クラスには入っていない？

金子委員： クラスにというよりも、その在籍する児童生徒の活動に応じてですね。学級につくということではなくて、その子のいわゆるケアということなので、必要な時間、必要な場所で医療的行為をしていただいているということなので、認識としましては、クラスにつくとか学校に入るというよりも、その子が安心安全に学校で通えるような必要な支援を必要な場所、必要な時間で行うというイメージでございます。

小寺会長： 保健室みたいなところのスタッフみたいな感じなのですかね。

金子委員： 養護教諭とも十分に連携を図りながらですけれども、必ずしも活動場所が保健室と定められたことではなく、個室でやらないといけないケアもあ

りますし、トイレの介助等もごございますので、本当に臨機応変に今活躍していただいているところです。

小寺会長：        ありがとうございます。  
                  他にございませんか。  
                  ないようですので、次に案件2に移ります。

## 案件2. 「令和7年度スクールロイヤー活用事業について」

小寺会長：        案件2「令和7年度スクールロイヤー活用事業について」に移ります。  
                  事務局からご説明をお願いいたしたいと思います。

事務局：            それでは令和7年度、本市のいじめ問題に対しての取組みの1つである  
(教育支援        スクールロイヤー活用事業についてご説明させていただきます。  
センター)        今年度よりスクールロイヤーによるいじめ予防事業を各校で実施して  
                  おります。

                  法律の専門家の視点から児童生徒に、いじめが身近な人権侵害である  
                  ということをしかりと理解してもらいたい、さらにはいじめが深刻化する  
                  ことを防止することを目的としています。

                  大阪府弁護士会から派遣されたスクールロイヤーの先生方に1クラス  
                  づつ1時間、授業を行っていただいています。子どもたちの発達段階や思春  
                  期を迎えようとする時期である小学5年生、さらには新しい環境を安心で  
                  きるような場にとできるようにと中学1年生を対象としています。

                  今年度は各校すべて実施済みです。右側になりますが、また教職員の先  
                  生方を対象として研修会も実施しています。法律の理解を深めること、ス  
                  クールロイヤーとして経験された事例などをモデルに対応のあり方など  
                  について協議しています。ここには記載してはいないですが、市の生活指導  
                  研究協議会にも参加していただき、各校の課題対応に対して、法的な視点  
                  から助言をいただいたり、事例対応の情報提供を行ったりしていただく予  
                  定となっています。

                  以上、事務局からの情報提供となります。

小寺会長：        ただいま、スクールロイヤー事業についてご説明をいただきましたが、  
                  何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
                  この事業は府下一円の市町村でやっておられるのですか。

事務局：            すべての小中学校で行っているということは確認できてはいないの  
(教育支援        ですが、多くの学校が参加されているというのは、はっきりいえるところ  
センター)        です。

金子委員：        少し補足させていただけたらと思います。府下の実情としまして、会  
                  長のご質問のとおりすべての市町村で、こういったいじめ予防事業等を実施  
                  されております。

                  本市の特徴としまして、すべての学校で、必ず今年中というところ  
                  では、他市と比較しても本当に誇れる取組みであったのではないかと  
                  思っております。予算も伴うことなので、すべての市町村で、すべての学校  
                  です

べての学年でというのを本当は実現していくべきところかと思いますが、四條畷市においてはすべての学校で今年実施できたこと、また次年度もさらに広げていきたいと考えております。

小寺会長： 他、ございませんでしょうか。  
その他、何か事務局からご説明はありますでしょうか。

事務局： ただいま、学校関係の取組みについて教育支援センターから話がありましたが、これに関連して資料の冊子を配布しております。庁内の委員の方についてはデータで送らせていただいておりますので、そちらを見ていただければと思います。

「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」が国で取りまとめられました。これについて、ご説明させていただきたいと思います。

資料の1ページ、「1はじめに」というところですが、令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、こども施策を行うにあたり、基本理念が定められており、その理念を実現するために対応すべき子どもをめぐる課題として、いじめは重要な課題の1つとされています。国が実施している令和5年度の調査では、小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの重大事態の発生件数は1306件、過去最大となりました。このうち、いじめとして認知していたものが816件、いじめとして認知していなかったが、いじめとし得るトラブル等の情報があったものは222件となっており、これらはすでにいじめを認知していたか、何らかの情報があって把握していた事案が重大化したものと言えます。仮に認知・把握した時点で適切な対応をしておれば、重大事態に至らなかった可能性も考えられ、いじめの早期発見と迅速な対応が重要であることを改めて認識することが必要であるというふうを示されております。

こうした憂慮すべき状況を踏まえ、令和6年11月に開催された国の「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」でいじめ防止対策のさらなる強化策の1つとして、国に提供された重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議を設けることが盛り込まれました。そして令和7年1月にこども家庭庁・文部科学省の共管で「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」を設置し、令和7年9月までに9回の会議により32の重大事態調査の報告書について重大化に繋がる要素などを分析し、発生した重大事態の概要、重大化に至った過程、対応のポイントなどをまとめ、最後にいじめの防止は社会総がかりで取り組むという基本的な考え方に立って、子どもたち、子どもたちに関わる大人へ、また地域の方々に向けて、いじめの防止、重大化予防のために必要な視点や行動に係るメッセージが掲載されております。

それでは留意事項集の内容について一部抜粋して説明させていただきます。

8ページ、1-1「児童生徒の言葉の聴き取りと深い理解に基づく対応」

聴き取りと深い理解に基づく対応ですが、これは学校のみならず、地域においても関わることですが、児童生徒からいじめやトラブルについて訴えがあれば、本人が安心できる環境に配慮し、個別に話を聞くなど、まずはしっかりと当該児童生徒の話を傾聴することが必要であり、すでに深刻

な状況に陥っている可能性も念頭に入れ、先入観を持たずに、児童生徒の置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応を検討することが重要としています。

次に 11 ページ。1-2「言葉以外のサインの察知」ですが、児童が話す言葉で「大丈夫」「何でもない」という言葉で安心せず、言葉の裏に真に伝えたいことが隠れていないか、本音を言語化できない状況にあるのではないかなど考える。また、言葉で発信できない児童生徒もいるので、声のトーンや表情、態度、体調、食欲などに注意することも重要としています。子どもは弱い人間とは思われたくない、親に心配をかけたくない、迷惑をかけたくないといった心理により、相談を躊躇する場合があります。聞き方も「大丈夫？」と聞かれると反射的に「大丈夫」と答えがちであるために、本音を聞き取るうえで、具体的な答えになるように問いかけることも重要としています。

次に 30 ページの 1-8。

「地域の関係機関との連携」ですが、子どものいじめ事案の背景には、発達障がいの特徴や家庭環境など様々な要因が関係している場合があります。

また、犯罪行為に相当しうると認められる場合など、学校だけでは対応せず、関係機関相互の理解を深め、スクールソーシャルワーカーなどが調整役となり、こども家庭センターなどの福祉機関、児童精神科などの医療機関、警察などの関係機関と連携し、支援を得ることを検討することが必要とされています。スムーズな連携から、継続した支援を行うには、関係機関相互での理解が大切で、日常的に顔の見える関係づくりに努めることで、事態が重大化する前に相談することが可能になるとの記載があります。

後ほど、各機関からいじめの防止等に関する活動や取り組みなどをお話しいただきたいと思っておりますので、様々な機関からの情報もここで皆さんにも共有できればと思っております。

続いて 32 ページ、1-9 ですけども、「保護者・地域と協働したいじめ対策」です。保護者をはじめ、地域住民にもいじめの未然防止に対する意識向上を図ることが重要とされております。報告書では、いじめに対する危機意識の低さやいじめを問題と感じる力が鈍くなっていたことが背景にある事案があり、保護者、地域社会のあり方がいじめの重大化に影響を与えることがある一方で、それらが重大化の予防に繋がる可能性もあり、具体的には学校に教職員以外の大人、例えば保護者、地域住民が適切に関与したり、学校外の専門機関に相談できたりするなどの環境があれば、いじめの重大化の予防に結びつく可能性が極めて高いとされております。

実際の事例がわからない中で、対応のポイントは想定しにくいと思いますが、留意事項には、児童生徒が体罰や人権侵害といった大人の違法・不適切な行動から学んでいる可能性があるため、周りの大人においても、言動に留意が必要であることが示されております。また、保護者や地域で児童生徒に接する大人が、自らよいモデルとなり、人権を大切にする機運を醸成していく必要があるということも記されています。

本市においては、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくりという理念のもと、子どもたちの成長を地域でしっかりと見守

ってくださっていると感じておりますが、さらに危機感を持ち、発信できない子ども、心を開かない子どもなどの繊細な部分に気づき、辛い思いをしている子どもを見つけ、しっかりと理解し、支援していくという思いを持つことが大切だと思いました。

最後には、地域の皆様へのメッセージとして、登下校や放課後の居場所の提供など、多くの大人が日常的に地域で子どもと関わることで、子どもたちと地域の方々との信頼が育まれていきます。子どもが地域で見守られ、いじめを防ぎ、見逃さない社会は、すべての人が安心して暮らせる社会であり、地域で子どもを見守り、支え合う関係は、子どもたちが育つための大切な土台と言えます。地域住民の皆様の温かなまなざしと行動で子どもたちの健やかな成長を支えていただくよう心よりお願いいたします、と掲載されております。

その他、今問題になっている SNS におけるいじめや支援を必要とする児童生徒の対応などについて、いじめの要因やその対応が掲載されておりますので、その辺もご一読いただき、活用していただければと思います。

以上で説明を終わります。

小寺会長： ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問があればお願いいたします。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ないようですので、次に案件3に移ります。

### 案件3「各主体によるいじめ対策の取組みについて」

小寺会長： 案件3「各主体によるいじめ対策の取組みについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： いじめ防止対策推進法では「市職員や地域住民がいじめの相談を受けた場合、学校や教育相談室への通報、その他適切な措置をとるものとする」とされております。

委員の皆さんの組織や団体で主体的な活動をされている中でのいじめに関する相談やいじめの対策の取組みなどについてお聞かせいただけたらと思います。

それでは、小寺会長よろしく申し上げます。

小寺会長： それでは私の左手から時計周りの順番に、お名前とご自身の選出母体名と取組みや課題などについて、まず四條畷警察署の方からお願いいたします。

中江委員： 四條畷警察署生活安全課長の中江といいます。よろしく申し上げます。

学校内におけるいじめ問題につきましては、当署だけではなく、大阪府警全体としまして、第一義的には教育現場における対応を尊重しております。先ほど事務局のご説明にもありましたとおり、犯罪行為に至っている場合には、被害者や保護者のご要望やご意向、教育現場での対応状況など様々なことを踏まえて、適切な措置を取らせていただいております。

ます。

学校現場でのいじめの認知件数は、先ほど報告がありましたとおり、かなり多いです。ただ、警察にいじめ問題で相談される件数というのは、ごくごく少ないです。数える程度です。これは教育現場の方で、適切に対応していただいている証左ではないかと思っております。ありがとうございます。

いじめを認知しましたら事案の軽重にかかわらず、早期に事案概要や被害者本人が置かれている状況、危険性を迅速に把握して適切な対応、いわゆるその心情に寄り添ったもの、必ずしも事件化するわけではありません。事件化を望まない方も多いんです。そういった場合、どうしたらいいかを考えます。関係機関につなげるとか、こういう相談窓口がありますよといった、ご要望に沿った対応をさせていただいております。

過去には被害者の方々が、自ら命を絶ってしまうという痛ましいケースが発生しました。今後、こういったことを二度と繰り返さないように連携を密にしてやっていきたいと思っております。

参考ですが、いじめとかの原因は、スマホではないかなと思っております。警察に相談に来られる方で「いじめられてます」という方に原因を尋ねると「インスタに悪口を書かれた」とか「悪口を言われた」とか、こういったことが多いと思っております。スマホはいじめだけではなく、闇バイトを行ったり、パパ活をしたりとか、あるいはネットで知り合った全然顔も名前も知らない人に自分の裸の写真を送ってしまい児童ポルノ被害になってしまうというすごいトラブルがあるんですね。こういったトラブルや被害の防止のために警察としましては、スマホやSNSの危険や正しい使い方はどうなんだという講演をさせていただいておりますので、新入生が入ってきた時点であるとか、先ほどいじめの件数が増える長期休みの前ですかね、こういったタイミングを捉えて、講演を実施していただく、開催していただくことをご検討いただけたらと思っております。

警察からは、以上でございます。

橋垣委員： 青少年指導員の橋垣と申します。よろしく申し上げます。

私は青少年指導員の代表で来させていただいておりますが、実際的に仕事は校内支援という学校で勤務や、警察関係の共助員という形で、子どもに関わることに携わらせていただいております。いろんな意味で青少年指導員以上に関わる人が多いので、今日は青少年指導員の活動に関して、いじめの部分も含めて発表させていただきたいと思っております。

青少年指導員は、毎年夏休みに入る前に各校区のパトロールをしております。そのなかで、隠れてタバコを吸ったり、いじめたりというのを観察しながら見回るのですが、最近公園等々でいたずらというのが多いので、それも含めて子どもの出回る回数プラス、どこかで犯罪じゃないけど起こしているというのが、最近多くなってきております。

9月ぐらいには年間行事として、わいわいキャンプを小学3年生から中学3年生までを募集して、去年は43名ぐらい来たんですけど、今年は29名とちょっと少なかったのですが、今回はお天気も良くて、外でゲームするというのが多かったのですが、毎年ほぼ行ってる中で、ケンカ、いじめというのが出てくるのです。それも不思議なことに、同じ学校で同

じクラス、同じ学年でという仲間でケンカすることが多くて。今回は1回目にケンカして、それがどうもおさまらなかったようです。今度2回目にケンカしてゲームの中で外れたときに、1人ポツンとなっていたので、「ちょっとどうした」みたいな形で聞いたときに、1回目のケンカのときには納得してなかったみたいで、結局また同じようなところで。でも相手にしてみたら遊びやってみようというのです。でも、された側に見たら、いじめられたという、その行き違い。周りに同じ学校と同じ学年の子がいたので聞くと「いつもやから」と遠くで見ているというのが、ここ最近多いかなと。「やっぱりそこは止めてあげようよ」とは言っても、「ああ、いいねん。毎回やから」というのが、いじめに対しての認知が周りの子が慣れすぎているというのを今回感じました。普段は同じ学校で仲良くするから、他の学校と交流するためにイベントをやっているのですが、そこでケンカしては駄目だなという危機感をこちらは感じました。逆に同じ学校内の子どもたちを見守らないといけないなという、別な意味で見守る体制を変えていかないといけないように感じました。

あと、11月8日なんですけど、青少年指導員は健全育成という形で毎年研修会があるのですが、北河内の非行防止・青少年の健全育成の研修で、今回は寝屋川でありました。寝屋川の市長さんがご挨拶されたときに、「寝屋川市はいじめ対策に集中して力を入れている」、「問題が起こったときは、監査勧告」と。それはすごいことで、テレビにも出たことがあるとお聞きしました。それだけいじめを集中して、寝屋川市は力を入れているということをお聞かれたときに、四條畷はどうやろうと。そういうところがどこまであるのかなという、いじめ対策に対してちょっと感じたところなんです。ここはやっぱり減らす方向、もちろん学校内での同級生内のいつもだろうという危機感を、やっぱりそこら辺は考えていかないといけないなということを感じました。以上です。

小林委員： 私、先月30日をもちまして会長を退任しました。本当に皆様には民生委員の皆さんを支えていただきまして、ありがとうございます。また次回からは、新たな方が派遣されてくると思いますので、よろしく願いいたします。

民生委員の立場からということで、報告させていただきます。民生委員と学校との情報交換ですが、定期的に行っております。

また、地域、学校も地域との繋がりも本当に持っていると思います。学校側も地域の中にどんどん入ってきていただいて、先生方、PTA、子どもたちも一緒になって、地域でこの間もフェスティバルをしておりますし、それはもう本当に子どもたち、先生も生き生きとして楽しんで、また地域の者もおつきあいできている。今後もずっと、つながり続けていけると思います。私も地域では活動していきますので、またよろしく願いいたします。

それと、スマホがいじめの原因という話がありましたけど、小学校とか学校にスマホを持ってきている子どもはいるのでしょうか。

事務局：            スマホについては、特段必要でない限り、持ち込みはしてないと思います。ただ、絶対に駄目というわけではなくて、登下校等を含めて不安を抱える場合については、個別相談のうえ、学校で一時的に預かったりするなどして対応はされています。

金子委員：        学校の対応については、いじめ防止対策推進法に基づいて、また先ほどの事例集に基づいて、本当に細やかに、また即時対応ということで進めているところではございます。  
様々な事例がある中で、やはり学校だけでは解決できない事案につきましては、警察や関係機関の方と連携しながら今後も対応していけたらと考えております。

小寺会長：        ただいま四條畷警察署と青少年指導員協議会と民生委員児童委員協議会の3団体の方から、現況をお知らせいただきましたが、何か委員の皆さん、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
引き続き、行政の方からいかがでしょうか。

金子委員：        教育支援センター金子でございます。  
いじめ対策の取組みについて概要を報告させていただきます。  
四條畷市いじめ防止基本方針見直しを受けまして、各学校のいじめ防止基本方針の見直しに注力いたしております。  
先ほどの事例集にもありましたけども、いかに子どもたち、また地域とこの学校のいじめ防止基本方針を共有できるかというところが、いじめの未然防止、早期解決には欠かせないものと認識しております。今年度の見直しのポイントといたしまして、事務局の古谷が中心には考えてくれたんですけども、やっぱり国の通知って言葉が難しい。子どもたちは何かよくわからない表現とかが、市の方針ももちろんわかりにくい表現も若干あるかなと思うのですが、学校のいじめ防止基本方針は、子どもたちにわかる言葉で子どもたちにやっぱりダイレクトに届くような表現に変えていけたらということで、思い切って事務局からは各学校に提案しています。現在の各学校いじめ防止の校内組織の中で検討しているところとっておりますので、事務局としては引き続き、学校いじめ防止基本方針の見直しの指導、助言に努めてまいりたいと思っております。  
本質の部分でちょっと悩んでいるというか、各機関の皆様と共有できたらと思っております。やっぱり報道等を見ていまして「いじめが起きました。どうしましたか。」とか「いじめを受けました。早期対応はどうでしたか。」と、何か起きた後の話を結構僕らも気にもしているし、もちろん大切なことであると思うのですが、やはり教育機関である学校という場所はそもそもいじめをしない子を育てる大切な場所だと思っております。そんな中で、先ほど橋垣委員からもありましたけど、相手の気持ちかわからない子どもたちはもしかしたら増えているのではないかなと思っております。  
先ほど警察の方からもありましたけど、SNSで気持ちをショート動画で読み取ることは多分ないだろうなと思うと、子どもたちには先ほど小林

委員もおっしゃっていましたが、地域の人と、やっぱりたくさん触れ合っていて心地よい経験であったり、時にはもしかしたら傷つくこともあるかもしれないけれども、やっぱり心を育てていくことってすごく大事なかなと思って、今年度から取り組んでいるのですが、学力向上と兼ねてなんですけど、ポジティブ行動支援という言葉をお聞きになられたことがあるかと思うんですけども、わかりやすく言うと、駄目な行動を駄目だよって言うだけではなくて、「こうしたらもっといい行動に変わるよね」とか、いわゆるプラスの行動に変えてあげる声掛けの後に、必ず大事なことがフィードバック、変容を褒めるということを、学校全体でやりましょうということ今年から取り組んでいます。本当に先生たちが目の前の子どもたちに「また良くなったね」「ここよかったよ」と。「すごく頑張ったね」と多分プラスの声掛けをしていると気持ちよくなって、相手の気持ちがわかる子どもたちが育つんじゃないかなと思っています。

また逆に先生たちも本当に今、教育現場は大変だと思います。先生の数も足りていないとか、本当に厳しい状況でありますけれども、先生たちも子どもたちも元気になって、やっぱりそのことが、まずははじめをなくすための1歩かなと思って取り組んでおりますので、また関係機関の皆様には本当にいつもご協力いただいているところではあります、子どもたちの本当に心を育てていけるような四條畷市の教育でありたいなと思っておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

岡本委員： こども政策課の岡本です。いつもお世話になっております。

こども政策課の方は保育園の担当課にもなるのですが、今、教育支援センター長から心を育てるといような話もありましたが、保育施設では公立園を中心に、主体的な保育の方を進めておまして、子どもが主体の保育をすることで、興味関心を持ってもらって、自分で考えたり、心を動かしたり、行動してみるみたいなことで、その学びの力という学習の基礎だけではなく、人間関係の基礎というところも育てていきたいという形で考えています。

保育施設から小学校、中学校までの連携というところにも力を入れていまして、子どもの発達とか学びの連続性を見据えて、交流、連携を深めて、子どもの育ちだけではなく、先生同士の相互理解というところも深めて進めているような状況です。

田中委員： 子育て総合支援センターの田中です。いつもお世話になっております。

いじめ防止というところでピンポイントでの取組みというところではないのですが、子育て総合支援センターの業務そのものが子育ての相談にのるといところと虐待の対応というところで、支援が必要な世帯、人とかかわらせていただいている内容になっています。

いじめの背景にやっぱり加害側にしても、被害側にしても、一概にももちろん言えないと思うのですが、家庭環境にちょっとしんどい部分があるという家庭も一定数存在するのかなと思うので、そういった家庭の支援という観点でいろんな取組みをさせてもらっていますので、その取組

み、我々の相談にのるといふところが、いじめ対策にも繋がっていけばいいなというふうにならぬところではあります。

先ほどから出ている中で、スマホの話がよく出ているのかなと思うのですが、スマホとかの統計を取っているわけじゃないのですが、相談にのっている中で、スマホが原因で色んなもめごとが起きたり、夫婦間でもお父さんがスマホ、例えばゲームばかりをずっとやっていると、夫婦間でもコミュニケーションがうまく取れなくて、子どもの相手をしないで、ずっとスマホを触っているみたいな声も結構聞いたりします。親子のふれあいの時間を作りたいなというところでも、おもちゃの貸し出しの事業も無償でやっていますが、それは一定好評で今も継続はしているのですが、進める中でも「いや、おもちゃとかよりスマホの動画見せといた方が楽やし」みたいなお母さんもちよっと増えてきているのかなというところがあります。スマホで動画も見られますし、何でもできてしまうので、赤ちゃんもそれを見ていたらずっと熱中してというところで、いい悪いとかではないかなとは思いますが、先ほど金子センター長からもあったように、人の気持ちがわからないというところに繋がってたりするのかなというのは、そういうスマホのマイナス面も何となく我々も日々の業務の中で、じゃあどうするのというのが難しいところなのではあります。

また引き続き皆様にもご協力いただきながら、虐待防止というところでもそこがいじめ防止にも繋がっていけばいいなというふうにならぬところであります。

上田委員： スポーツ・青少年課の課長、神本の代理で出席しています上田と申します。

私からはふれあい教室におけるいじめ対策の取組みについて、ご報告させていただきます。放課後等の児童の安全確保及び保育支援のためにふれあい教室を運営しております、その中で早期発見と深刻化させないことを重視して4点ほど取組みを行っております。

1点目が教室での見守り活動で、指導員と支援員が教室全体を見渡せる立ち位置を意識して配置して、日常的な確認をしています。

2点目が人権研修による指導員、支援員への啓発です。いじめに対する理解やいじめの初期サインを発見する方法等、現場での対応能力を図っているところではあります。

3点目が民間委託に伴う研修、連携体制の充実です。民間委託に移行したことで、事業者と協力しながら研修時間が増えている状況にありまして、現場のノウハウを共有しているところではあります。また、気になる案件につきましても、民間事業者、スポーツ・青少年課としっかり相談できる体制を整えています。

4点目が学校との情報連携体制の構築です。学校とふれあい教室の間で子どもの様子について情報共有して、質問して、必要な対策の方針を検討できるような体制を作っております。

板谷委員： 秘書政策課なので、特段いじめに関する事業をしている課ではないのですが、感想めいたお話になりますが、先ほど各学校の方でいじめ防止

基本方針の見直しをされていて「子どもたちにわかる言葉で」というのがとても良いことだなというふうに感じました。

今お話にもあったように、いじめの未然防止という意味では、その地域での見守りであったり、ご家庭での気づきというのが非常に大切だということですので、是非とも各校の基本方針が、地域ですとか、ご家庭にもしっかり届くような発信をしていただければ、なおいいのではないかなと感じました。

小寺会長： 何か全体を通じて何かご意見、ご質問。はい、どうぞ。

橋垣委員： 青少年指導員は、昔は地域と学校のつなげ役という形で地域との連携も昔はとっていたのですが、今、全く学校と地域が繋がっていないところもありまして、やっぱりそこら辺の学校との、もちろん先生たちの人員削減もあるでしょうし、少ないというのもあるでしょうけど、やはり情報が入ってこないから地域の方々もどうしていいかなっていうのをちらほらと聞いたことがあります。

我々も夏休みの前には、学校とパトロールはしているのですが、時間帯にもよるのでしょうけど全く子どもがいない。ただ、そこで学校との連携をとるのは唯一そのときだけというのがあって、地域から青少年指導員が出ているので、なるべくなら学校とつなげたいなというところはあるのですが、なかなか現状では、地域と学校というのがちょっと今厳しい状態かなというのを感じております。

事務局： 本日欠席の人権・市民相談課の方から取組みについてメッセージをいただいていますので、代読して紹介させていただきたいと思います。

(こども政策課) 人権・市民相談課では、人権行政を取り組んでおり、人権の観点から四條畷市人権行政基本方針を策定し、取組みを進めています。その中で子どもの関係では、子どもの人権の項目で定めており、職員の目的意識を広めています。ということでしたので、報告させていただきます。

小寺会長： 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

私の方から1点。以前、今続いていると思いますが、子育て総合支援センターと教育支援センターが合同で市民への相談対応をしておられると。学校に訪問されている、そういうことをされていると数年前から聞いているのですが、そのあたりも近況をお知らせさせていただきたいと思います。

田中委員： 教育との連携というところで、なかなか難しい部分もあるのですが、連携は非常に重要だなというところで、以前からさせていただいているところですが、おっしゃっていただいた取組みというのが、具体的に言いますと子育て総合支援センターの職員が定期的に公立の全小・中学校にお伺いをさせていただいて、お互い色々な情報を共有したり、支援が必要な世帯等についてはこうやって連携して支援していけたらいいよねと、そういった話し合いを今も引き続きさせていただいているという状況です。その中で、今まで定期的に話し合いの場をもつことで、より互

いの業務を知ることができたり、理解が深まったり、支援が必要な世帯を把握する1つの場にはなっているのかなと思っておりますので、今後もし引き続き続けていけたらと思っております。

金子委員： 教育支援センターとしての相談業務としては、これまで学校に相談された保護者様、お子様のうち、教育支援センターのカウンセラーとか専門的な方につなげていくことを中心に進めている中で、教育支援センターとしても積極的に保護者の悩み相談、困っておられる子育て世帯を救いたいなということで、ちょっと宣伝にもなるのですが、よろしいですか。

来年、令和8年1月24日の土曜日に第2回睨ネットということで、教育支援センターが中心となり、様々な子育ての、不登校であったり、いろんな地域の、民間の方も一緒に集まって連携会議をしましょうということで、今回第2回をすることになりました。

第1回の様子も含めて、本当に相談するというのは勇気がいるのだなというのをすごく思っていて、実は地域で活躍されている方も、実はこういうのを悩んでいて、さっき橋垣さんがおっしゃった学校と地域の連携を含めて、本当にいろいろ悩んでおられる方がいらっしゃるというのが認知も高まりましたので、ぜひ第2回もそういった方々の声を聞く場となって、また地域全体で解決していくようなそんな四條睨をめざして、また取り組んでまいりたいと思っております。

橋垣委員： 1回目のときに参加させていただいたのですが、そこで放課後等デイサービスさんが来られていまして、その情報がこなかったということで、2回目があるときは教えてみたいに言われたんですけど、どこまで広めていいのかが、こちらもわからないので教えていただければ。

金子委員： 僕も委員会に参加させていただいて、先ほどご指摘いただいた放課後等デイサービスの方には僕の方から直接させていただいたのと、あとはホームページでの周知やSNSでも発信しておりますので、周知していい範囲というのは実は定めがなく、これも宣伝になって申し訳ないのですが、近隣市からも来たいという声も沢山いただいている中、本当に四條睨市子どもたちに関わっていただいている広くの、多くの方に、また橋垣様の方からも発信していただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

小寺会長： 他にございませんでしょうか。

小林委員： 先ほど橋垣さんの青少年指導員の方、私のところの地区は4、5人いらっしゃると思うのですが、今後は学校との連携とか、ぜひお声掛けと一緒に活動していきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

小寺会長： 国の方も、いわゆる重層的支援体制整備事業を、以前は社協等も取り込んで「地域と」という形が主だったのですが、今はその辺りよりも行

政の縦割りをなくすという、その中でもやっぱり教育と福祉というのが以前から問題になっていましたので、そのあたりを、いい取り組みをやっているから重層的支援の精神を踏まえて、行政の縦割りをなくすという、その辺りに取り組んでいただきたいかなと思いますので、またよろしくお願いたしたいと思います。

他ございませんでしょうかね。

ないようですので、その他ということで事務局からございますか。

#### 案件4「その他」

事務局： 色々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。  
(こども政 学校の方もどんどん宣伝してもらって、連携を深めて、広めていって  
策課) いただきたいと思います。

本年度のいじめ問題対策連絡協議会につきましては、今回が最後となります。

なお、いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱期間は令和9年3月31日までとなっておりますが、先ほどお話がありました四條畷市民生委員児童委員協議会の代表としてご出席いただきました小林委員が、今回会議で最後ということになります。小林委員には、昨年度6月から本協議会の委員として、民生委員という地域福祉全般を通じた活動の中で、いじめに関して、子どもに関して貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。また、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

また、委員皆様におかれましても、母体で異動等により継続が困難な場合等につきましては、所属団体から推薦をお願いしたいと存じますので、お申し出いただきますようお願いいたします。

引き続き任期が続く方々につきましては、来年度もどうぞよろしくお願いたします。

本協議会につきましては年2回の開催としておりまして、次回は子どもたちが夏休みに入る前ということで、令和8年7月ごろを予定しております。開催日が近づきましたら、案内文書を送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

小寺会長： ありがとうございます。  
ただいまの説明につきまして、何かご意見等はございますか。  
特にないようですので、これで四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了いたします。